万国郵便条約

## 万国郵便条約

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万

合意により、

かつ、同憲章第二十五条4の規定の適用があ

ることを条件として、 国際郵便業務に適用される規則をこの条約で定めた。 国郵便連合憲章第二十二条3の規定にかんがみ、

第一部 国際郵便業務に適用される共通の規則

第一章 総則

第一条 定義

この条約の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

1

1.1 「小包」とは、この条約及び小包郵便に関する施行規則に定める条件により運送される郵便物をい

う。

1.2 「閉袋」とは、 票札を付し、かつ、封鉛又は他の方法によって封かんされた一又は二以上の郵袋その

他の容器であって、郵便物を包有するものをいう。

- 1.3 「線路を誤った郵袋」とは、 票札の示す交換局以外の交換局で受領した容器をいう。
- 1.4 「誤送された郵便物」とは、 一の交換局で受領した郵便物であって、本来他の加盟国の交換局で受領

されるべきものをいう。

- 1.5 する包括的な用語をいう。 「郵便物」とは、 通常郵便物、 小包郵便物、 郵便為替証書等郵便により差し出される個々の物を意味
- 1.6  $\mathcal{O}$ 双方) 「継越料」 が実施する陸路継越し、 とは、 通過国 の運送機関 海路継越し及び航空路継越し (指定された事業体若しくは指定された事業体以外の の業務に対する報酬をいう。 団体又はそ
- 1.7 係る費用を補償する名目で、 「到着料」とは、 差出国の指定された事業体が、 当該名あて国の指定された事業体に支払うべき補償金をいう。 名あて国において受領される通常郵便 物  $\mathcal{O}$ 取 数扱いに
- 1.8 する義務を履行するために、 「指定された事業体」とは、郵便業務を運営し、 加盟国によって正式に指定された政府機関又は非政府機関をいう。 及び自国の領域において連合の文書から生ずる関連
- 1.9 「小形包装物」とは、この条約及び通常郵便に関する施行規則に定める条件により運送される郵便物

をいう。

1.10 う。 物  $\mathcal{O}$ 「到着 取扱 の陸路割当料金」とは、 1 に係る費用を補償する名目で、 差出国の指定された事業体が、名あて国において受領される小包郵便 当該名あて国の指定された事業体に支払うべき補償金をい

1.11 外の団: 航空路 継 継 越 体又はその双方) 越し L の陸 の業務に対して支払うべき報酬 路割当料 が当該国 <u>金</u> とは、  $\mathcal{O}$ 通過 領域を経由する小包郵便物の送達のために実施する陸路継越 玉 の運送機関 をいう。 (指定された事業体若しくは指定された事 業体以 L 及び

1.12 され 海 た事業体以外の団体又はその双方) 路 割当料金」 とは、 小包郵便 物の が実施する業務に対して支払うべき報酬をいう。 海 .路運送に参加する運送機関 (指定された事業体若 L くは指定

1.13 域のすべての地点において、 一普遍的 な郵便業務」とは、その質を重視した郵便の役務であって、すべての 恒久的に、 かつ、 合理的な価格の下で提供を受けるもの 利用者が、 をいう。 加 盟 国  $\mathcal{O}$ 領

1.14 開袋継越し」とは、 名あて国にあてて閉袋を作成することが適当でない通数又は重量の 郵便物の仲

介国による継越しをいう。

第二条 この条約への加入から生ずる義務を履行する責任を負う一又は二以上の機関の指定

1 務 際 る義務を履行するために正式に指定された事 局 事 加 盟 務局 に 玉 通 に は、 報する。 通 報する。 郵便事業を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国 大会議 また、 から大会議までの 加盟 国 は、 郵便業務を運営し、 間 業体の に お け 名称及び所在地を大会議の終了 る政府機関及び 及び自国の 正式に指定された事業体 領域に おお į, 後六箇 て連合の文書 月以  $\mathcal{O}$ 変更は、 内 に カン Š . 国 生ず 際 可 事

# 第三条 普遍的な郵便業務

能

な限

り速やかに国際事

務局

に通

報する。

- 1 郵 が 便 加 できるような普遍的な郵便業務 盟国  $\mathcal{O}$ 役務を、 は 連合の 加 盟 単 玉  $\mathcal{O}$ 領  $\mathcal{O}$ 域のすべ 郵 便 境域という概念を強固にするため、 の提供を受ける権利を享有することを確保する。 ての地点において、 恒久的に、 カン すべての利用者が、 つ、 合理的な価値 格 その質を重視した の下で受けること
- 2 び合理的な価格を設定することについての条件を定める。 国民のニーズ及び国内事情を考慮して、 1に定める目的 のため、 加盟国 は、 自国 関係する郵便業務  $\overline{\mathcal{O}}$ 郵便に関する法令の範囲内で又は他  $\mathcal{O}$ 範囲を定めるとともに、 の通常の手段により、 その質を重視し、 及 自

3 加 盟 玉 は、 普遍的な郵便業務の提供を任務とする者が、このような郵便業務 の提供を可能とし、 及び質

に係る基準を尊重することを確保する。

4 加盟国 は、 普遍的な郵便業務が実行可能な方法により提供されることによってその永続性が保障される

ことを確保する。

第四条 継越しの自由

1 れ 保する義務を負う。 の指定された事業体から引き渡される閉袋及び開袋通常郵便物を、 る郵便物について利用する最も速達の線路によって、 万国 郵便連合憲章第一条に規定する継越しの自由 この 原則は、 誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用する。 の原則により、 かつ、 最も安全な方法によって送達することを確 7 加盟国は、 かなる場合にも、 その指定された事業体が他 自国内で差し出さ

2 点字郵便物を除く。) の書状の開袋継越しを認めないことができる。 伝染性物質又は放射性物質を包有する書状の交換に参加しない加盟国は、 小 形包装物及びM郵袋であって、 の開袋継越しを認めないことができる。 自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するも 通過国である加盟国は、 このことは、 通常郵便物 自国の領域を経由するこれら 印刷物 (書状、 (定期刊行物、 郵便葉書及び 雑誌 O

についても、

同様とする。

- 3 陸路又は海路によって送達される小包郵便物についての継越しの自由は、 小包郵便業務に参加する国の
- 領域においてのみ保障される。
- 4 航空小包につい ての継越しの自由は、 連合の全境域において保障される。ただし、 小包郵便業務に参加
- L な 加 盟国 は、 航空小包の平面路による送達を確保することを強制されない。
- 5 加 盟 玉 が ?継越し の自由に関する規定を遵守しない場合には、 他の加盟国は、 当該加盟国との間の 郵便業

務を廃止する権利を有する。

第五 条 郵便: 物 0 所属、 取戻し、 あて名の変更又は訂正、 転送及び配達不能の郵便物の差出人への

#### 返送

- 1 に基づいて差し押さえられた場合を除くほか、 郵便物は、 差出国又は名あて国の法令及び第十五条江又は3の規定が適用される場合には継越国の法令 権利者に配達される時まで差出人に所属する。
- 2 郵便物の差出人は、 郵便物を取り戻し、又はそのあて名を変更し、若しくは訂正することができる。 料

この条約の施行規則に定める。

金その他の条件については、

3 加 盟 国は、 その指定された事業体が配達不能の郵便物を差出人に返送すること及び受取人がその住所を

変更した場合には郵便物を転送することを確保する。料金その他の条件については、この条約の施行規則

に定める。

#### 第六条 料金

1 各種の国際郵便業務及び特別業務に関する料金は、 この条約及びその施行規則に定める原則に従い、 自

玉 の法令に応じて、 加盟国又はその指定された事業体が定める。 これらの料金は、 原則として、これらの

業務の提供に必要な費用と関係を有するものでなければならない。

差出 側  $\mathcal{O}$ 加盟国又はその指定された事業体は、 自国 の法令に応じて、 通常郵便物及び小包郵便物の運送

2

に係る普通料金を定める。 当該料金には、 配達業務が名あて国において実施されているときは、 郵便 物  $\mathcal{O}$ 

受取人の住所への配達の費用を含む。

3 適用する料金 (連合の文書においてガイドラインの対象として定められているものを含む。) は、 同様

の性質 (種類、 数量、 処理時間等) を有する郵便物につき内国制度において適用する料金を下回ってはな

5 うない。

4 加盟国又はその指定された事業体は、 自国の法令に応じて、 連合の文書においてガイドラインの対象と

して定められている料金を超える料金を適用することができる。

5 量に差し出す利用者に対して優遇料金を認めることができる。 ところにより引き下げて適用することができる。 の定めた料金を、 3に規定する料金の最低限度額以上であることを条件として、 自国の領域内で差し出される通常郵便物及び小包郵便物について、 加盟国又はその指定された事業体は、 加盟国又はその指定された事業体は、そ 自国 特に、 |の法令の定める 郵便物を多

6 連合の文書に規定する料金以外の郵便料金は、 種類のい カュ んを問わず、 利用者から徴収してはならな

( )

7 連合の文書に別段の定めがある場合を除くほか、 指定された事業体は、 徴収した料金を収得する。

第七条 郵便料金の免除

#### 1 原則

1.1 郵便物及び事務用小包郵便物の郵便料金納付の免除並びにこれらの郵便物の継越料、 ţ 郵便料金の免除 この条約の施行規則は、 (郵便料金納付の免除)は、この条約に明文の定めのある場合に限って行う。 加盟国、 指定された事業体又は限定連合が差し出す郵便業務の事務用通常 到着料及び 到着の もつと

Ļ 割当料金の支払の免除について定めることができる。また、 び小包郵便物について航空割増料金を徴収することができる。 てに万国郵便連合国際事務局が差し出す通常郵便物及び小包郵便物は、 郵便料金を免除する。 もつとも、 差出側の加盟国又はその指定された事業体は、 限定連合、 加盟国又は指定された事業体あ 郵便業務の事務用郵便物とみな 当該通常郵便物及

- 2 捕虜及び抑留された文民
- 2. 1 の規定 則及び郵便送金業務に関する約定の施行 (航空割増料金を除く。) 通常 の適用上、 郵便物、 小 捕虜とみなす。 包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であって、 を免除する。 中立国内に収容され、 規則に定める機関を通じて発受するものについては、 かつ、 抑留されている交戦者は、 捕虜が直接又はこの条約 郵 の施 この 便 料 行規 金 2. 1
- 2.2 する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約に規定する抑留された文民にあてて他国から発出され 施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じ、 るもの又はこれらの者が差し出すものについても適用する。 2. 1 の規定は、 通常郵便物、 小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であって、直接又はこの条約の 戦時における文民の保護に関

2.3 者に関する通常郵便物、 この条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関も、 小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であって、 これらの機関が直接又は 2.1及び2.に規定する

仲介者として発受するものについては、

郵便料金の免除の利益を享受する。

2.4 に限 代表者にあてた小包については、 2.から2.までの規定により郵便料金を免除される小包の差出しは、 り認められる。 内容品を分割することのできない小包及び捕虜に分配するために収容所又は捕虜の この最大限度を重量十キログラムとする。 重量五· キロ グラムを超えない もの

2.5 発受する小包については、 指定された事業体の間 の勘定の決済において、 航空小包に適用される航空運送料を除くほか、 郵便業務の事務用小包及び捕虜又は抑留された文民が 割当料金の割当てを行わな

V )

3 点字郵便物

3. 1 点字郵便物については、 航空割増料金を除くほか、 郵便料金を免除する。

第八条 郵便切手

1

「郵便切手」という語は、 この条約に基づいて保護されるものとし、この条及びこの条約の施行規則に

定める条件を満たす切手にのみ用いられる。

- 2 郵便切手は
- 2. 1 連合の文書に基づき、 加盟国又は地域の権限の下においてのみ発行し、 流通する。
- 2.2 主権 の表象であり、 また、 連合の文書に適合するように郵便物にはり付ける場合には、 当該郵便切手

の本質的な価値に相当する料金の納付の証拠となる。

2.3 料金納付又は収集のため、

自国

[の法令に基づき、発行する加盟国又は地域において通用する。

- 2.4 発行する加盟国 又は 地 域のすべての居住者が入手可能なものでなければならない。
- 3 郵便切手は、 次の ものを含む。

3. 1

ローマ文字で記載された発行する加盟国又は地域の名称 (注

注 切手を発明した国であるグレートブリテンには例外が認められる。

- 3. 2 次のもので記載された額面
- 3. 2. 1 原則として、 発行する加盟国若しくは地域の通貨又は文字若しくは記号
- 3. 2. 2 その他の識別のための特徴

- 4 郵便切手に描かれた国の紋章、 監督用の公の記号及び政府間機関の記章は、 工業所有権の保護に関する
- パリ条約に基づいて保護される。
- 5 郵便切手の主題及び意匠は、
- 5. 1 万 国 .郵便連合憲章前文及び連合の機関が行う決定の精神に従う。
- 5. 2 加盟国若しくは地域の文化的同一性と緊密な関係を有し、 又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献

するものとする。

- 5.3 加盟国 又は地域において、 外国 一の重要人物又は出来事を記念する場合には、 当該加盟国又は地域と緊
- 密な関係を有するものとする。
- 5.4 政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。
- 5. 5 加盟国又は地域にとって重要な意味を有するものとする。

6

連合の文書に定める郵便料金納付の印影、

料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影

- は、 加盟国又は地域が認める場合にのみ使用することができる。
- 第九条 郵便業務の保障

1 びにすべての関係取扱者のため、 加盟国及びその指定された事業体は、 郵便業務のすべての段階における業務の保障に関する活動の戦略を採用 郵便業務に対する一般公衆の信頼を維持し、及び高めるため、 並

ての確実性及び業務の保障の維持に関する情報の交換を含む。 及び実行する。 この戦略には、 加盟国及びその指定された事業体の間の閉袋の運送及び継越しについ

## 第十条 持続可能な開発

に焦点を当てた持続可能な開発に関する活動の戦略を採用し、 加盟国又はその指定された事業体は、 郵便業務のすべての段階における環境、 及び実行し、 並びに郵便業務の範囲内で持続 社会及び経済に関する活動

## 第十一条 違反行為

可能な開発に関する周知を図る。

## 郵便物

- 1.1 加盟国は、 次の行為を防止するため並びに次の行為を行った者を訴追し、 及び処罰するために必要な
- すべての措置をとることを約束する。
- 1.1.1 麻薬、 向精神薬及び爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質を郵便物に入れること。 ただ

- この条約がこれらの物質を郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。
- 1.1.2 小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れること。
- 2 郵便料金納付及びその手段
- 2.1 加盟国は、 次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、 抑圧し、 及び処罰するために

必要なすべての措置をとることを約束する。

2.1.2 郵便料金納付の印影

2. 1. 1

通用中の

又は

通用が廃止された郵便切手

- 2.1.3 料金計器又は印刷機による印影2
- 2.1.4 国際返信切手券
- 2.2 この条約の適用上、 郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のために不当な利得
- を得ることを意図して行われた行為であって次に掲げるものをいうものとし、これらの行為は、 処罰さ

れる。

2.2.1 郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製

## 造に係る不法な行為

2.2.2 変造され、模造され、 又は偽造された郵便料金納付の手段を使用し、流布し、販売し、 配布し、 頒

布し、輸送し、展示し、 又は広告する行為

既に使用した郵便料金納付の手段を郵便目的で使用し、

又は流布する行為

2.2.4 これらの違反行為の未遂

2. 2. 3

3 相互主義

3. 1 処罰については、 関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、

2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。 この規定は、 法令上又は条約上の相互主義について

の規定の対象とならない。

第二部 通常郵便及び小包郵便に適用される規則

第一章 業務の提供

第十二条 基礎業務

1

加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、 取り扱い、 運送し、 及び配達することを確

保する。

- 2 通常郵便物とは、次のものをいう。
- 2. 重量二キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物
- 2.2 重量二キログラムまでの書状、 郵便葉書、 印刷物及び小形包装物
- 2. 重量七キログラムまでの点字郵便物
- 2.4 らに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋 重量三十キログラムまでの同一名あて地の同一受取人にあてた新聞紙、 定期刊行物、 書籍その他これ
- 3 される。 通常郵便物は、 通常郵便に関する施行規則に従って、 郵便物の取扱速度又は郵便物の内容品により分類
- 4 類の通常郵便物について任意に適用する。 2に定める重量制限を超える重量制限は、 通常郵便に関する施行規則に定める条件に従って、特定の種
- 5 より、 8に規定する場合を除くほか、 又は自国から発送する小包の場合においては二国間の取決めを行った後に利用者に一層有利な他の 加盟国は、 更に、その指定された事業体が、この条約の定めるところに

方法により、 重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、 取り扱い、運送し、及び配達することを

確保する。

6 重量二十キログラムを超える重量制限は、 小包郵便に関する施行規則に定める条件に従って、 特定の種

類の小包郵便について任意に適用する。

7 その指定された事業体が小包の運送を行っていない加盟国は、 運送企業にこの条約の規定を実施させる

ことができる。 このような加盟国は、 小包郵便業務を、 運送企業によって運送が行われる地域か ら発出

し、又は当該地域にあてた小包に限定することができる。

8 5 の規定にかかわらず、二千一年一月一日前に小包郵便物に関する約定の締約国でなかった加盟国は、

小包郵便業務を提供する義務を負わない。

第十三条 追加の業務

1 加盟国は、次の義務的なかつ追加の業務の提供を確保する。

1. 1 自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務

1.2 優先通常郵便物又は航空通常郵便物に係る郵便業務を提供していない名あて国に対して自国から発送

1. 自国あてのすべての通常郵便物に係る書留郵便業務

2 優先通常郵便物又は航空通常郵便物に係る郵便業務を提供している名あて国に対して加盟国から発送す

る非優先通常郵便物及び平面路通常郵便物に係る書留郵便業務の提供は、 任意とする。

3 加盟国又はその指定された事業体は、 次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の

間において当該業務を任意のものとして確保することができる。

3. 通常郵便物及び小包に係る保険付郵便業務

3.2 通常郵便物に係る配達記録郵便業務

3. 通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務

3. 通常郵便物及び小包に係る速達業務

3.5 書留 通常郵便物、 配達記録通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務

3. 通常郵便物及び小包に係る料金・課金別納郵便業務

3. 壊れやすい小包及び取扱困難な小包に係る業務

- 3.8 一の差出人から外国にあてて多量に差し出される小包の発送業務
- 4 次の三の追加の業務は、 義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。
- 4. 1 ベ ての加盟国又はその指定された事業体がこれを確保する義務を負う。 基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もっとも、 同業務の返信に係る業務については、す
- 4.2 国際返信切手券業務。 その販売は、 任意とする。 国際返信切手券は、 すべての加盟国において引き換えることができる。

ただ

- 4.3 れ 指定された事業体は、 書留通 らの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。 常郵便物、 配達記録通常郵便物、 自国あてのこれらの 郵便物の受取通知を受理する。 小包及び保険付郵便物の受取通知。 ただし、 すべての加盟国又はその 自国から発送するこ
- 5 1から4までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。
- 6 行規則に定める条件に従い、 指定された事業体は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合には、この条約の施 国際郵便物について、 内国制度における料金と同額の料金を徴収することが

できる。

重量五百グラムを超える小形包装物についての配達

6.1

6.2 通常郵便物の締切時刻後の差出し

6.3 郵便物の窓口通常取扱時間外の差出し

6.4 差出人の住所からの取集

6.5 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付

6. 到着通知書への回答としての小包の配達

6.7

重量五

百グラムを超える通常郵便物の保管及び小包郵便物の保管

6.6

留置

不可抗力による危険に対する負担

6.9

第十四条 電子郵便業務、 EMS業務、 統合された物流管理業務及び新規業務

相互間でこの条約の施行規則に定める次の業務に参加することを取り

決めることができる。

1

加盟国又は指定された事業体は、

1. 1 情報の電子的送信による業務である電子郵便業務。 指定された事業体は、 書留電子郵便を提供するこ

とにより、電子郵便業務を強化することができる。書留電子郵便は、 いての証明及び認証された利用者の間の安全な通信手段を提供することにより、 差出しについての証明、 電子郵便業務を補完す 配達につ

る。

1.2 る E M 書類及び物品 S業務。 この業務は、 用の郵便急送業務であり、 EMS標準に関する多数国間の取決め又は二国間の合意に基づき提供する かつ、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものであ

1.3 統合された物流管理業務 利用者の物流管理に関する要求に十分応じ、かつ、物品及び書類の物理的な送達の前後の段階を含む

ことができる。

1.4 より証明する電子郵便認証 一又は二以上の当事者に関係する事実及び受け付けた日時を特定の様式で電子的に証拠となる方法に

2 ができる。 加盟国又は指定された事業体は、合意により、連合の文書に明文の定めのない新規業務を創設すること 新規業務に関する料金は、関係する指定された事業体が当該新規業務の運用に係る費用を参酌

して定める。

# 第十五条 引き受けられない郵便物及び禁制

1 総 則

1.1 この条約及びその施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、 引き受けない。 詐欺行為を意図して

又は支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出された郵便物は、 引き受けない。

1.2 この条に規定する禁制の例外は、この条約の施行規則に定める。

ものとし、また、 適切な通報類集にその禁制を記載した後、 直ちに適用することができる。

すべての加盟国又はその指定された事業体は、この条に規定する禁制の範囲を拡大することができる

いずれの種類の郵便物にも入れてはならないもの

2

1.3

2. 次の物品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

2.1.1 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名あて国において禁止されているその他の不

正な薬物

2.1.2 わいせつな又は不道徳な物品

2.1.3 偽造又は海賊版の物品

2.1.4 名あて国において輸入又は流布が禁止されているその他の物品

2.1.5 その性質上又はその包装のために、 取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、 又は他の郵便物、 郵

便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品

2.1.6 私的性質を有する書類であって、 その差出人及び受取人(これらの者の同居人を含む。) 以外の者

の間で交換されるもの

爆発性又は発火性の物質、放射性物質及び危険物

3

爆発性 又は 発火性の物質その他 危険物及び放射性物質は、 いず れの 種類の 郵便物にも入れてはならな

/ \ 0 3. 1

3. 2 不活性 の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬 (不活性の擲弾、 砲弾等を含む。) 並びにこれらの模造品

は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

3.3 次の危険物は、例外的に引き受ける。

3.3.1 次条1に規定する放射性物質であって通常郵便物又は小包郵便物により差し出されるもの

3. 3. 2 次条2に規定する伝染性物質であって通常郵便物又は小包郵便物により差し出されるもの

4. 2

次の動物は、

例外的に、

- 生きた動物
- 4. 1 生きた動物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。
- 4.2.2 4. 2. 1 みつばち、 水ひる及び蚕

保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができる。

4. 2. 3 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換され

換するもの

害虫に寄生し、

及び害虫を捕食する虫であって、

害虫駆除の用に供し、かつ、

公認の施設の間で交

4.3 るもの 次の動物は、例外的に小包に入れることができる。

- 4. 3. 1 生きた動物。ただし、生きた動物の郵便による運送が関係国の郵便規則により認められる場合に限
- 5 5. 1 小包への通信文の包有 次のものは、 小包郵便物に入れてはならない。

る。

5. 1. 1 の間で交換されるもの 記録文書を除く通信文であって、その差出人及び受取人(これらの者の同居人を含む。)以外の者

硬貨、

6 6.1 硬貨、 銀行券その他の貴重品 銀行券、 紙幣、 各種の持参人払有価証券、 旅行小切手、 加工した又は加工していない白金、

金

又は銀、 珠玉、 宝石その 他の貴重品は、 次の郵便物に入れてはならない。

6.1.1 保険付通常郵便物以外 の通常郵便物

6.1.1.1 ただし、 差出国及び名あて国 の法令上認められる場合には、これらの物品を封筒に納め 封かんの

上 書留郵便物として発送することができる。

6.1.2 保険付小包以外の小包。ただし、差出国及び名あて国の法令上認められる場合は、この限りでな

6.1.3 保険付小包以外の小包であって保険付小包業務を行う二国の間で交換されるもの

6. 1. 3. 1 送され、若しくは自国の領域に到着する小包又は自国の領域を経由して開袋で継ぎ越される小包に さらに、加盟国又は指定された事業体は、 保険付小包であるか否かを問わず、自国の領域から発

金の地金を入れることを禁止し、及びこのような小包の内容品を一定の実価以下のものに限定する

ことができる。

7 印刷物及び点字郵便物

7. 1 印刷物及び点字郵便物については、次のことを行ってはならない。

7.1.1 通信文の要素の記載をすること及びこのような要素を有する書類を包有すること。

7.1.2 消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を包有すること。

ただし、 郵便物が、その返信のため、 郵便物の差出人又は差出国若しくは名あて国におけるその代理

人の住所が印刷され、 かつ、 郵便料金が前納されている郵便葉書、 封筒又は帯紙を同封する場合を除

<

8 誤って引き受けられた郵便物の取扱い

8.1 誤って引き受けられた郵便物の取扱いについては、この条約の施行規則に定める。ただし、11、21、

3.及び3.に規定する物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達

せず、また、差出元に返送しない。 21、3.及び3.に規定する物品が継越しの際に郵便物の中から発見さ

れた場合には、 この郵便物は、 継越国の国内法令に従って取り扱われる。

第十六条 引き受けられる放射性物質及び伝染性物質

1 放射性物質は、 次の条件を満たす場合に限り、 放射性物質を包有する郵便物を相互に又は一方的に受領

通常郵便物及び小包郵便物に入れることができ

することについて同意を表明した加盟国の間において、

る。

- 1.1 放射性物質は、 この条約の施行規則の定めるところにより包装される。
- 1.2 放射性物質は、 通常郵便物によって差し出されるときは、 優先郵便物又は書状の料金が適用されるも

のとし、また、書留とされるものとする。

- 1.3 割増料金の納付を条件として、航空路)によって送達される。 放射性物質を包有する通常郵便物又は小包郵便物は、 最も速達の線路 (通常の場合には、 所要の航空
- 1.4 放射性物質は、正式に認められた差出人のみが差し出すことができる。
- 2 性物質(UN二九〇〇)を除く。)は、次の条件を満たす場合には、 伝染性物質(人に影響を及ぼすA類の伝染性物質(UN二八一四) 及び動物に影響を及ぼすA類の伝染 通常郵便物及び小包郵便物に入れる

ことができる。

- 2. 1 B類の伝染性物質(UN三三七三)については、 権限のある当局が決定する公認の差出人の間で交換
- する場合にのみ郵便により送達することができる。これらの危険物は、 国際民間航空機関 I C A O
- が定めるところにより、効力を有する国内法令及び国際法並びに最新の 「危険物の輸送に関する国際連
- 合の勧告」に従うことを条件として、 郵便物の中に入れることができる。
- 2. 2 В 類の伝染性物質(UN三三七三)については、 通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施
- 行規則に従って取り扱い、 包装し、 及び票札を付さなければならない。 これらの郵便物については、 優
- 先郵便物又は書留書状の料金を適用する。これらの郵便物の取扱いについては、 追加の料金の納付を課
- することができる。
- 2.3 患者(人又は動物)から採取された検体であって例外とされるものについては、権限のある当局が決
- 定する公認の差出人の間で交換する場合にのみ郵便により送達することができる。これらの物質は、国
- 際民間航空機関(ICAO)が定めるところにより、 効力を有する国内法令及び国際法並びに最新の
- 「危険物の輸送に関する国際連合の勧告」に従うことを条件として、郵便物の中に入れることができ

2.4 行規則に従って取り扱い、 患者 (人又は動物)から採取された検体であって例外とされるものについては、 包装し、及び票札を付さなければならない。これらの郵便物については、 通常郵便に関する施 優

先郵便物又は書留書状の料金を適用する。 これらの郵便物の取扱いについては、 追加の料金の納 付を課

することができる。

2.5 伝染性物質及び患者 (人又は動物) から採取された検体であって例外とされるものを包有する郵便物

当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した加盟国

 $\overline{\mathcal{O}}$ 

間におけ

る交換のための差出しに限って認められる。

の差出しは、

2.6 れる場合には、最も速達の線路 伝染性物質及び患者(人又は動物)から採取された検体であって例外とされるものが差出しを許容さ (通常の場合には、所要の航空割増料金の納付を条件として、航空路)

によって送達され、優先して配達される。

第十七条 調査請求

1 指定された事業体は、 調査請求が、 郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に提出されるこ

とを条件として、自己の又は他の指定された事業体の業務として取り扱った小包、 書留郵便物、 保険付郵

便物又は配達記録郵便物に関する調査請求を受理する義務を負う。 調査請求の伝達は、 優先郵便物、 E M

請求者が指定された事業体に調査請求を行うまで

 $\mathcal{O}$ 期間をいい、 指定された事業体の間の調査請求の送達の期間を含まない。

S又は電子的手段によって行う。六箇月という期間は、

2 調査請求は、 この条約の施行規則に定める条件に従って認められ

3 調 査請求の料金は、 無料とする。 ただし、 E M S業務による調査請求の送達を請求された場合には、 追

加の費用は、原則として請求者が負担する。

第十八条 税関検査及び関税その他の課金

1 差出国の指定された事業体及び名あて国の指定された事業体は、 自国の法令の定めるところにより、 郵

便物を税関検査に付することができる。

2 として課することができる。 税関検査に付される郵便物に対しては、この条約の施行規則に定める額を基準とする通関料を郵便料金 この通関料は、 関税その他同様の性質を有する課金を課された郵便物の通関

についてのみ徴収される。

3 れたすべての郵便物 の費用に基づく料金を利用者から徴収することができる。この料金は、 利用者のために郵便物の通関手続を代行することについて許可を得た指定された事業体は、 (関税を免除されたものを含む。) について徴収することができる。 自国の法令に従い、 利用者は、 税関で申告さ 業務の実際 徴収

4 指定された事業体は、 関税その他のすべての課金を郵便物の差出人又は受取人から徴収することができ

される料金について事前に適正に通知されるものとする。

る。

# 第十九条 軍隊との閉袋の交換

1 ことができる。 通常郵便物の閉袋は、 次の者の間で、 他国の陸運業務、 海運業務又は航空業務の仲介によって交換する

- 1.1 加盟国の郵便局と国際連合の用に供される軍隊の指揮官との間
- 1.2 国際連合の用に供される軍隊の指揮官の間
- 1.3 加盟 国 の郵便局と国外にある当該加盟国 の艦隊、 航空隊、 陸上部隊、 軍艦又は軍用機の指揮官との間
- 1.4 同一 玉 『の艦隊、 航空隊、 陸上部隊、 軍艦又は軍用機の指揮官の間

2 1の閉袋に納める通常郵便物は、 閉袋があてられ、若しくは閉袋を発送する軍隊の構成員又は閉袋があ

てられ、 若しくは閉袋を発送する軍艦若しくは軍用機の将校若しくは乗組員が発受するものに限られる。

当該通常郵便物に適用する料金及び送達の条件については、 軍隊を提供した加盟国の指定された事業体又

は 軍艦若しくは軍 した加盟国の指定された事業体又は軍艦若しくは軍用機の 用機の所属してい る加盟国の指定された事業体が自己の規則に従って定める。

所属している加盟国の指定された

事 業体は、 特別の合意がない 、限り、 関係する指定された事業体に対し、 閉袋の 継越料、 到着料及び航空運

送料を支払う義務を負う。

3

軍隊を提供

第二十条 業務の質に関する基準及び )目標

1 加盟国又はその指定された事業体は、 自国あての通常郵便物及び小包の配達に関する基準及び目標を定

め、 公表する。

2 便物について適用される時間よりも不利なものとしてはならない。 1の基準及び目標については、 通関に通常要する時間を考慮に入れるものとし、 内国業務の相当する郵

3 差出側 の加盟国又はその指定された事業体は、 優先郵便物及び航空通常郵便物並びに平面路小包その他

の小包の差出しから配達までの間の基準を定め、公表する。

盟国又はその指定された事業体は、 業務の質に関する基準の適用について評価する。

第二章 責任 4

加

第二十一条 指定された事業体の責任及び賠償 金

### 1

1.1

次条に規定する場合を除くほか、

- 総則
- 1.1.1 書留 郵便物、 普通小包及び保険付郵便物に関しては、 これらの郵便物の亡失、 盗取又は損傷

指定された事業体は、

次の事

·項について責任を負う。

- 1. 1. 2 配達 記 録 郵便物に関しては、その亡失
- 1.1.3 配達不能 の理由が示されていない書留郵便物、 保険付郵便物及び普通小包に関しては、その返送
- 1.2 指定された事業体は、 1.1及び1.1に規定する郵便物以外の郵便物については、 責任を負わない。
- 1.3 指定された事業体は、 この条約に定めのない場合については、責任を負わない。

1.4 抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、 書留郵便物、 普通小包若しくは保険付郵便物の亡失又はこれらの郵便物の内容品の全面的損傷が不可 差出人は、 当該郵便物の差出しのために

納付した料金(保険料を除く。)の還付を請求する権利を有する。

1.5 支払うべき賠償金の額は、 通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に定める額を超

えることができない。

1.6 責任を負う場合には、 間接の損害及び実現されなかった利益については、 支払うべき賠償金の額の計

算に当たっては、考慮しない。

1.7 指定された事業体の責任に関するすべての規定は、 厳密であり、 義務的であり、 かつ、 網羅的なもの

とする。 指定された事業体は、 ζ, かなる場合(重大な過失があった場合を含む。) においても、 この条

約及びその施行規則に定める限度を超える責任を負わない。

2 書留郵便物

2. 1 差出人は、 書留郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、 通常郵便

に関する施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回

る額を請求する場合には、 指定された事業体は、 当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指

定された事業体から償還を受けることができる。

- 2.2 差出人は、 書留郵便物の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、 原則として、盗取又は損傷
- の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。
- 3 配達記録郵便物
- 3. 1 差出 人は、 配達記録郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、 当 該

郵便物 の差出し のために納付した料金のみの還付を請求する権利を有する。

- 4 普通小包
- 4. 1 関する施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。 る額を請求する場合には、 差出人は、 普通小包の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、 指定された事業体は、 当該下回る額を支払い、 差出人が、 これに基づき他の関係する指 同施行規則に定める額を下回 小包郵便に
- 定された事業体から償還を受けることができる。
- 4.2 実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。 差出人は、普通小包の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、 原則として、盗取又は損傷の
- 4.3 指定された事業体は、 小包の重量のいかんを問わず小包一個ごとに、小包郵便に関する施行規則に定

- 5 保険付郵便物
- 5. 1 差出人は、 保険付郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、 原則と
- 保険金額の特別引出権 (SDR) による額に相当する賠償金を請求する権利を有する。
- 5. 2 差出· 人は、 保険付郵便物の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、 原則として、 盗取又は損
- 傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。 賠償金の額は、 1 かなる場合にも、 保険金額 の S
- DRによる額を超えることができない。
- 6 当該郵便物の差出しのために納付した料金のみの還付を請求する権利を有する。 差出人は、 書留通常郵便物又は保険付通常郵便物が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、
- 7 差出人は、 小包が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、 差出国での当該小包の差出しのた

めに納付した料金及び名あて国からの当該小包の返送によって発生した費用の還付を請求する権利を有す

8 2 4及び5の規定が適用される場合には、 賠償金は、 郵便物の運送が引き受けられた場所及び時期に

る。

には おける当該郵便物 賠償金は、 当該場所及び時期において評価される当該同 の内容品と同種の物品のSDRに換算した時価を基礎として計算する。 種の物品の 通常の 価値を基礎として計算す 時価がない場合

10 9 状態が る。 全面 出 人が不良状態を理由として受取を拒絶した書留郵便物、 じ 書留 内容品が盗取され、 0 丽 郵 ために納付 損傷について賠償金が支払われる場合には、 郵便業務によって生じ、 便 物、 普通小包若しくは保険付郵便物の亡失又はこれらの郵便物の内容品 した料金及び課金 又は損傷した書留郵便物、 当該郵便業務が当該不良状態について責任を負う場合には、 (書留料及び保険料を除く。 普通小包又は保険付郵便物が配達された後は、 差出人又は場合により受取 普通小包及び保険付郵便物 の還付を請求する権利を有する。 人は、 に関 の全部の盗取若しくは これらの しても、 同様とする。 郵 2 当該 便物 受取 4 及 不良  $\mathcal{O}$ 差

11 きる。  $\otimes$ る賠償金を、 差出側の指定された事業体は、 名あて側の指定された事業体が受取人に対し賠償金を支払う場合についても、 その額が2.1 及び41に規定する賠償金の額を下回らないことを条件として、支払うことがで 自国の差出人に対し、 書留郵便物及び普通小包について自国の法令に定 同様とする。ただ

び

5の規定にかかわらず、

受取人が賠償金を請求する権利を有する。

- 0、次の事項については、2.及び4.に規定する額を適用する。
- 11. 責任を有する指定された事業体に対する求償
- 11.2 差出人の権利の受取人のための放棄又は受取人の権利の差出人のための放棄
- 12 国間 の合意がある場合を除くほ か、 調査請求 の期限の徒過及び指定された事業体に対する賠償金の支

払 (この条約の施行規則に定める期間及び条件を含む。) に関するいかなる留保も、 付することができな

\ \ \ \

# 第二十二条 加盟国及び指定された事業体の免責

1 指定された事業体は、 書留郵便物、 配達記録郵便物、 小包又は保険付郵便物であって、これらと同種の

郵便物について自己の規則に定める条件に従って配達したものについては、 責任を負わない。 ただし、 次

の場合には、責任を負う。

- 1.1 内容品の盗取又は損傷が配達の前に又は配達の際に確認された場合
- 1.2 指定された事業体の規則により認められる場合において、 内容品が盗取され、 又は損傷し た郵便物の

配達を受ける際に受取人(差出元への返送の場合にあっては差出人)が留保を付したとき。

- 1.3 指定された事業体の規則により認められる場合において、 書留郵便物が郵便受箱に配達された後、 受
- 取人が当該書留郵便物を受領していないことを申し出たとき。
- 1.4 においても、 受取人 (差出元への返送の場合にあっては差出人)が、小包又は保険付郵便物を正規に受領した場合 当該小包又は保険付郵便物を配達した指定された事業体に対し損害を発見した旨を遅滞な
- の語は、国内法令に従って解釈する。

く申

し出て、

内容品

の盗取又は損傷が

配達の後に生じたものでないことを立証したとき。

「遅滞なく」

- 2 加 盟 国及び指定された事業体は、 次の場合には、 責任を負わない。
- 2. 1 第十三条6.9 の規定が適用される場合を除くほか、 不可抗力による場合
- 2. 2 加盟国及び指定された事業体の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、 加盟国及び指定された事業体

不可抗力による業務書類の損傷のために郵便物について説明することができない場合

2.3 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合

が

- 2. 郵便物が第十五条の禁制に抵触する場合
- 2.5 郵便物が名あて国の法令に基づいて差し押さえられた場合において、その旨を名あて側の加盟国又は

2.6

保険付郵便物につき、

- 2.7 差出· 人が郵便物の差出し の日の翌日から起算して六箇月以内に調査請求を行わなかった場合

内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合

- 2. 捕虜又は抑留された文民が発受する小包である場合
- 2.9 差出 人が、 賠償金を受け取る目的で不正な意図をもって行動した疑いがある場合

税関への申告の内容

(形式のい

か

んを問わない。)

について、

及び税

3

加

盟国及び指定された事業体は、

関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行った決定について、 ζ, かなる責任も負わない。

### 第二十三条 差出人の責任

- 1 郵便物の差出人は、 運送を認められない物品の差出しにより、 又は郵便物の引受条件を遵守しなかった
- ことにより、 郵便の取扱者が被った身体の傷害並びに他の郵便物及び郵便設備に与えたすべての損害につ

いて責任を負う。

2 差出人は、 他の 郵便物に損害を与えた場合には、 損傷した郵便物に対し指定された事業体が負う責任の

限度まで責任を負う。

- 3 差出人は、 差出局が1に規定する傷害及び損害をもたらした郵便物を引き受けた場合においても、 責任
- を負う。
- 4 差出人は、 郵便物の引受条件を遵守していた場合には、 その引受け後の郵便物の取扱いにおいて指定さ
- れた事業体又は運送事業者に過失又は怠慢があったときに限り、 責任を負わない。

#### 第二十四条 賠償金の支払

1 の指定された事業体が負う。 賠償金の支払並びに料金及び課金の還付の義務は、 この場合において、 責任を負う指定された事業体に対する求償権は、 差出側の指定された事業体又は場合により名あて側 害され

ない。

- 2 者に対し賠償金の受取を認めることができる。 を差出人のために放棄することができる。差出人又は受取人は、 差出人は賠償金を請求する権利を受取人のために放棄することができるものとし、受取人は自己の権利 自国の法令上認められる場合には、
- 第二十五条 差出人又は受取人からの賠償金の回収
- 1 亡失したものと認められた書留郵便物、 小包又は保険付郵便物 (このような郵便物の内容品の一部を含

行 時 箇月間保管され、 む。)が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人又は場合により受取人に対し、 カン に、 った場合にあっては差出人に対して同様の措置をとる。 わなかった場合にあっては受取人に対し、受取人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に 当該郵便物を交付すべき者について照会する。差出人が受取を拒絶し、 支払われた賠償金の返付と引換えに当該郵便物を受け取ることができる旨を通知し、 この場合において、 又は所定の期間内に回 回答のため 当該郵便物は三  $\mathcal{O}$ 期間 回答を行わな は、 [答を 同 同

2 た場合には、 た事業体の所有に帰する。 差出人及び受取人が、 当該郵便物は、 郵便物を受け取ることを放棄した場合又は1に定める期間内に回答を行わなかっ 損害を負担した一の指定された事業体又は適当な場合には二以上の指定され

とする。

3 額のものであると認定された場合には、差出人又は場合により受取人は、 ることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。ただし、このことにより保険金額の詐欺表記に対す る措置をとることが妨げられるものではない。 保険付郵便物が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価 当該保険付郵便物の交付を受け

### 第三章 通常郵便に関する特別規定

第二十六条 外国における通常郵便物の差出し

- 1 る一層有利な郵便料金の利益を受けるために当該外国において差し出し、 いずれの指定された事業体も、 自己の属する加盟国 [の領域内に居住する差出人が外国において適用され 又は差し出させる通常郵便物を
- 送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。
- 2 て作成された通常郵便 1 規定は、 差出人の居住国に 物の いずれについても、 おいて準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国にお 区別なく適用する。
- 3 には、 返送し(この場合において当該名あて側の指定された事業体は、 めた期間内に、差出人及び差出側の指定された事業体のいずれもがこの内国料金の支払を承諾しない場合 の指定された事業体に対し、 名あて側の指定された事業体は、 名あて側の指定された事業体は、 内国料金の支払を請求する権利を有する。 差出人に対し又は差出人から徴収することができない場合には差出: 1及び2に規定する通常郵便物を、 このような返送の費用の償還を請求する 名あて側の指定された事業体が定 差出側の指定された事業体に 側

権利を有するものとする。)、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

4 常郵便物について受領する到着料の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出された場合に 名あて側の指定された事業体は、 受領したであろう額を下回るときは、 定された事業体に返送し 超えてはならない。 八十パーセントの額又は第二十八条3から7まで若しくは第二十九条7に定める料率の る権利を有する。 の償還を請求する権利を有するものとする。)、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。 れた報酬の支払を承諾しない場合には、 いずれの指定された事業体も、 この場合において、 名あて側の指定された事業体が定めた期間内に、 (この場合において当該名あて側の指定された事業体は、 差出人が居住国以外の国において多量に差し出し、又は差し出させる通 その負担する費用に相当する報酬を差出側の指定された事業体に この報酬は、 当該通常郵便物を送達し、 名あて側の指定された事業体は、 場合に応じて、 又は受取人に配達する義務を負わない。 同様の郵便物に適用され 差出側の指定された事業体 当該 通常郵便物を、 このような返送 いずれ、 る内 差出 カン 国料 が 高 請 請求す の費用 側 1 求さ 方を の指 金

第三部 補償金

第一章 通常郵便に関する特別規定

第二十七条 到着料についての総則

1 この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいずれかの指定された事業

体から通常郵便物を受領した指定された事業体は、 受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を差出

側の指定された事業体から受け取る権利を有する。

2 国及び地域は、 その指定された事業体による到着料に関する規定の適用のため、 大会議の決議C一八/

二〇〇八により大会議が作成した表に従い、 次のように分類される。

2. 二千十年より前に目標制度に参加した国及び地域

2.2 二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加する国及び地域 (新たに目標制度に参加する

国

2. 移行制度に参加している国及び地域

3 到着料の支払に関するこの条約の規定は、 移行期間の満了の時に各国ごとの固有の要素を考慮した補償

方式に移行する上での暫定的な措置について定めるものである。

4 内国制度の直接利用

4. 1 原則として、指定された事業体は、 内国制度における料金その他の条件を、 国内の利用者と同一の条

差出 件により他の指定された事業体が利用することができるようにする。 側の指定された事業体が直接利用の条件を満たしているか否かを判断する。 名あて側の指定された事業体は、

4. 2 用者と同 目標制 度に参加している国の指定された事業体は、 一の条件により他の指定された事業体が利用することができるようにする。 内国制度における料金その他の条件を、 国内の利

4.3 の 間、 る。 事業体が継続的に利用することができるようにするかのいずれかを選択しなければならない。 は、内国制度の条件を利用することができなくするか、その後は内国制度の条件をすべての指定された うにすることができる。 利用者と同一の条件により他の指定された事業体が利用することができないようにすることを選択 新たに目標制度に参加する国の指定された事業体は、 この場合において、 相 互主義に基づき、 当該期間が満了した後、 当該新たに目標制度に参加する国の指定された事業体は、 内国 制度の条件を限られた数の指定された事業体が利用することができるよ 当該新たに目標制度に参加する国の指定された事業体 内国制度における料金その他の条件を、 二年の試 験的 また、 国内 な期間 でき 新  $\mathcal{O}$ 

Ļ

内国

制度の条件の適用を要求する場合には、

内国制度における料金その他の条件を、

国 内

の利用者

目標制度に参加している国

一の指定された事業体に対

たに目標制度に参加する国の指定された事業体は、

4.4 は内国 度に参加している国の指定された事業体は、 利用することができなくすることを選択できる。この場合において、 定された事業体が利用することができるようにすることができる。 指定された事業体は、二年の試験的な期間 と同一の条件によりすべての指定された事業体が利用することができるようにしなければならない。 移行制度に参加している国の指定された事業体は、 制度の条件をすべての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするかの の間、 内国制度の条件を利用することができなくするか、 相互主義に基づき、 他の指定された事業体に対し、内国制度の条件を 当該期間が満了した後、 当該移行制度に参加している国 内国制度の条件を限られた数の指 当該 その後 移行制 11 ずれ  $\overline{\mathcal{O}}$ 

5 は、 める最低の補償金を下回ることはできない。 条及び第二十九条に定める補償金に加えて追加の補償金の支払を認めることができる。 テムに参加することを奨励し、及び業務の質に関する目標を達成した指定された事業体に報いるため、次 到着料は、 業務の質が不十分な場合には、 名あて国における業務の質に係る達成度に基づくものとする。郵便業務理事会は、 補償金を減額することができる。ただし、補償金は、これらの条に定 また、 同 監視シス 理事会

かを選択しなければならない。

- 6 指定された事業体は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。
- 7 キログラム未満のM郵袋については、 M郵袋について適用する到着料率は、その重量一キログラムにつき○・七九三SDRとする。 到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。 重量が五
- 8 年及び二千十一年については一・一SDR、二千十二年及び二千十三年については一・二SDRとする。 郵便業務理事会は、 年及び二千十三年については○・六SDRとする。 書留郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千十年及び二千十一年については○・五五SDR、 提供される業務が通常郵便に関する施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、 保険付郵便物一通当たりの追加 の補償金は、 二千十
- 9 指定された事業体は、二者間又は多数者間の取決めにより、 到着料の勘定の決済につきその他の補償方

これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。

式を適用することができる。

- 10 指定された事業体は、任意に、 優先郵便物の到着料率に十パーセントの割引率を適用した到着料率で、
- 非優先郵便物を交換することができる。
- 11 指定された事業体は、任意に、割引された到着料率で、型ごとに区分された郵便物を交換することがで

12 会は、  $\mathcal{O}$ を表明する国であって移行制度に参加しているものの指定された事業体について適用する。 の規定は、 規定を適用する旨の希望を表明するものについて適用することができる。 目標制度に参加している国の指定された事業体の間で適用される規定は、 通常 新たに目標制度に参加する国の指定された事業体であって、 郵便に関する施行規則において暫定的な措置を定めることができる。 暫定的な措置を経ずに当該すべて 目標制度に参加する旨の希望 目標制度に関するすべて 郵便業務理事

第二十八条 目標制度に参加している国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用され

#### る到着料についての規定

1 定される。 て国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設 通常郵便に関する施行規則に定める条件に従って行う。 通常郵便物 当該費用は、 (大量郵便物を含み、 内国料金と関係を有するものでなければならない。この料率の計算については、 M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。)の補償金は、 名あ

2 国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、 通常郵便に関する施行規則に定めるところによる。

- 3 に二千十年より前に目標制度に参加した国については七十パーセント、二千十年又は二千十二年に目標制 一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、内国制度における二十グラムの優先書状の料金
- 度に参加する国 (新たに目標制度に参加する国)については百パーセントを乗じて得られたものとする。
- 4 郵便業務理事会は、二千九年及び二千十年において、 外国から到着する郵便物の取扱い の費用に関する
- に 調査を行う。 は 郵便業務理事会は、二千十二年及び二千十三年の二十グラムの優先書状の料金に対する百分率を変 この調査により3に定める七十パーセントと異なる百分率であることが明らかになった場合
- 更することについて検討する。
- 5 付加 価値税又は他の税金については、 3に規定する計算のために使用された料金から、二千十年及び二
- 千十一年においてはその五十パーセントを控除し、二千十二年及び二千十三年においてはその百パーセン
- トを控除する。
- 6 二千十年より前に目標制度に参加した国の間の郵便物の流れに適用する料率は、 次の料率を超えてはな
- らない。
- 6. 1 二千十年については、一通当たり○・二五三SDR及び重量一キログラムにつき一・九八○SDR

- 6.2 二千十一年については、 一通当たり○・二六三SDR及び重量一キログラムにつき二・○五九SDR
- 6.3 二千十二年については、 一通当たり○・二七四SDR及び重量一キログラムにつき二・一四一SD R
- 6.4 二千十三年については、 一通当たり○・二八五SDR及び重量一キログラムにつき二・二二七SD R
- 7 料を適用する前の二千九年の料率を下回るものであってはならず、 二千十年より前に目標制度に参加した国 「 の 間 の郵便物の流れに適用する料率は、 かつ、次の料率を下回るものであって 業務の質に応じた到

はならない。

- 7.1 一千十年については、 通当たり○・一六五SDR及び重量一キログラムにつき一・六六九SDR
- 7. 2 二千十一年については、 一通当たり○・一六九SDR及び重量一キログラムにつき一・七○九SD R
- 7.3 二千十二年については、 一通当たり○・一七三SDR及び重量一キログラムにつき一・七五○SD
- 7.4 二千十三年については、 一通当たり○・一七七SDR及び重量一キログラムにつき一・七九二SD R

新たに目標制度に参加する国への、このような国からの又はこのような国の

間

における郵便物の流れに適用する料率は、次のとおりとする。

8

大量郵便物を除くほか、

8.1 二千十年については、 一通当たり○・一五五SDR及び重量一キログラムにつき一・五六二SDR

二千十一年については、 一通当たり○・一五九SDR及び重量一キログラムにつき一・六一○SDR

8.2

- 8.3 二千十二年については、 通当たり○・一六四SDR及び重量一キログラムにつき一・六四八SD R
- 8.4 二千十三年については、 一通当たり○・一六八SDR及び重量一キログラムにつき一・七○二SD R
- 9 大量郵便物 の補償金は、 3から7までに定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率  $\mathcal{O}$ 適

用により設定される。

10 険付郵便物又は 二国間 の別段の合意がある場合を除くほか、 万国郵便連合 の技術標準S10に適合しないバー バー . ] ド 付き識別子が付されてい . Э ] ド付き識別子が付された書留郵 ない 書留郵便 物 及び保 便 物及

び保険付 郵 便物 の 一 通当たりの追加 の補償金は、 〇・五SDRとする。

11 三国 間 の合意がある場合を除くほ か、 この条の規定については、 *\*\ かなる留保も付することができな

V )

第二十九条 移行制度に参加している国の指定された事業体への、このような国の指定された事業 る到着料についての規定 体からの及びこのような国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用され

1 に 便物を含み、 包有される郵便物の全世界の平均通数である十四・六四通に基づき、二千九年の調整後 移行制度に参加している国の指定された事業体が目標制度に参加する準備のため、 M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。)の補償金は、 郵便物の 通常郵便物 重量一キログラム の料率 (大量郵 -から年

二・八パーセントの 増加を基礎として設定される。

3 2 移行 国際郵便料金受取 制度に参加 してい 人払 る国 郵便物の補償金は、 へ の、 このような国からの及びこのような国の間における郵便物の 通常郵便に関する施行規則に定めるところによる。 流れに適

用する料率は、次のとおりとする。

3. 1 一千十年については、 一通当たり○・一五五SDR及び一キログラムにつき一・五六二SD R

3. 2 二千十一年については、 一通当たり○・一五九SDR及び一キログラムにつき一・六一○SD R

3.3 二千十二年については、 一通当たり○・一六四SDR及び一キログラムにつき一・六四八SD R

3.4 二千十三年については、 一通当たり○・一六八SDR及び一キログラムにつき一・七○二SD R

4 当たりの料率を組み合わせた料率は、 年間総重量が百トンを下回る郵便物の流れについては、 郵便物 の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数 郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通

である十四・六四通に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。 その際には、 次の料率を適用す

る。

4. 1 一千十年については、 キログラムにつき三・八三一SD R

4.2 二千十一年については、 キログラムにつき三・九三八SD R

4.3 二千十二年については、 キログラムにつき四 〇四九 S D R

4.4 二千十三年については、 キ ログラムにつき四・一六二SD R

5 され 年間 た事業体のいずれもが、 総 重量が 百 1 ンを上回 料率 る郵便物 の変更の仕組みの枠内で、 の流 れについては、 差出 郵便物の .側の指定された事業体及び名あて側の指定 重量一キログラムに包有される郵便

物の全世界の平均通数ではなく、 郵便物の重量一キログラムに包有される実際の郵便物数に基づい た料率

4に定める重量一キログラムごとの固定の料率を適用する。

料率

- の変更

の変更を要請しない場合には、

の仕組みのための標本抽出については、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従って行う。

る国に対して料率の変更を請求しない限り、 目標制度に参加している国が移行制度に参加している国に対

移行制度に参加している国が目標制度に参加してい

6

4に定める料率を引き下げるための料率の変更は、

して行うことができない。

7 料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。 目標制度に参加している国の指定された事業体への大量郵便物の補償金は、 受領した大量郵便物について、 前条に定める一通当たりの 移行制度

8 二国 間 この合意がある場合を除くほか、 この条の規定については、 いかなる留保も付することができな

\ \ \

に参加している国

の指定された事業体は、

3の規定に従って補償金を請求することができる。

第三十条 業務の質を改善するための基金

1 め、 てすべての国及び地域が支払う到着料 到着料を除く。) 到着料及び業務の質を改善するための基金に関し、 前条に定める料率の二十パーセント分増額される。 は、第五集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のた (M郵袋、 国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての 大会議において第五集団の国に分類された国に対し 第五集団の国に分類された国の間における支払

2 大会議において第四集団の国に分類された国に対して大会議において第一集団の国に分類された国及び

は、

行わない。

は、 地域が支払う到着料(M郵袋、 第四集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、 国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。) 前条に定める

料率の十パーセント分増額される。

3 支払 寸 つい の国に分類された国及び地域が支払う到着料 二千十二年一月一 ての のため、 到着料を除く。) 前条に定める料率の十パ 日以降、 は、 大会議において第四集団の国に分類された国に対して大会議において第二集 第四集団 ーセント分増額される。 (T) 国に分類された国における業務の質を改善するための (M郵袋、 国際郵便料金受取人払郵便物及び大量 基金 郵便物に 0

4 改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の八パーセント分増額される。 郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、第三集団の国に分類された国における業務 であって大会議において第一集団の国に分類されたものが支払う到着料 大会議において第三集団の国に分類された国に対して二千十年より前に目標制度に参加した国及び地域 (M郵袋、 国際郵便料金受取 の質を

て大会議において第一集団の国に分類されたものが支払う到着料 大会議において第三集団の国に分類された国に対して二千十年に目標制度に参加する国及び地域であ (M郵袋、 国際郵便料金受取人払郵便物

5

るための基金への支払のため、前条に定める料率の四パーセント分増額される。 及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、第三集団の国に分類された国における業務の質を改善す

6 支払 寸 0 いての到着料を除く。)は、第三集団の国に分類された国における業務の質を改善するための の国に分類された国及び地域が支払う到着料 二千十二年一月一日以降、 のため、 前条に定める料率の 大会議において第三集団の国に分類された国に対して大会議において第二集 四パーセント分増額される。 (M郵袋、 国際郵便料金受取人払郵便物及び大量 基金 郵便 物に 0)

7 国における業務の質を改善するための基金への支払のため、二千十年及び二千十一年においては前条に定 受けているものに対して大会議において第一集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料 める料率の四パーセント分、二千十二年及び二千十三年においては第二十八条8に定める料率の二パーセ 国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、第二集団の国に分類された 大会議において第二集団の国に分類された国であって二千十年より前に八パーセントの増額から利益を  $\widehat{\mathbf{M}}$ 郵袋

8 大会議において第二集団の国に分類された国であって二千十年より前に一パーセントの増額から利益を

ント分増額される。

受けているものに対して大会議において第一集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料 おいては、 国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、二千十年及び二千十一年に 第二集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、 (M郵袋、 前条に

定める料率の一パー

セント分増額される。

9 するために必要な追加の資金は、二千十年より前に目標制度に参加した国に対し、 る到着料の合計は、 第二集団から第五集団までの国に分類された国における業務の質を改善するための基金 各受益国について少なくとも年額一 万二千五百六十五SDRとする。 交換する分量に応じて この最低額に達 の支払に充て

請求され

10 価 手続を遅くとも二千十年末までに採択する。 計算制度の導入を促進するものとすべきである。 地域的な計画は、 特に、 開発途上国における万国郵便連合の業務の質の改善のための計画の実施及び原 郵便業務理事会は、これらの計画の資金調達のため  $\mathcal{O}$ 

第三十一条 継越料

1 二の指定された事業体の 間又は同 二加盟国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の業務 (第三国業

務) の仲介によって交換される閉袋及び開袋継越郵便物については、 継越料を支払う。 継越料は、 陸路継

越し、 海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。 この原則は、 誤送された郵便物及

び線路を誤った郵袋についても適用される。

第二章 その他の規定

第三十二条 航空運送料に関する基本料金率及び規定

1 が 承認する。 航空運送に関する勘定の指定された事業体の間の決済について適用する基本料金率は、 当該基本料金率は、 通常 郵便に関する施行規則に定める方式に従って国際事務局 郵便業務理事会 が 計 |算す

る。

- 2 に 誤 関する施行規則に定める。 った郵袋の航空運送料の計算並びに差引計算方法については、 閉袋並びに開袋継越しの優先郵便物、 航空通常郵便物及び航空小包並びに誤送された郵便物及び線路を 通常郵便に関する施行規則及び小包郵便
- 3 全航空運送距離に係る運送料は、 次の指定された事業体が負担する。
- 3. 1 閉袋 (一又は二以上の仲介を行う指定された事業体により継ぎ越される閉袋を含む。) については

#### 差出国の指定された事業体

3.2 開袋継越しの優先郵便物及び航空通常郵便物 (誤送されたものを含む。) については、これらを他の

六〇

- 指定された事業体に引き渡す指定された事業体
- 4 3の規定は、 陸路又は海路の継越料を免除される郵便物についても、 これらの郵便物が航空路によって
- 送達される場合には、 適用する。
- 5 名あて側の指定された事業体は、 自国内で国際郵便物の航空運送を行う場合には、これに利用する航空

運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えることを条件として、

当該運送に係る追加の費用

の償還

- を請求する権利を有する。 郵便業務理事会は、 加重平均距離に代えて他の関連する基準を用いることがで
- きる。当該費用は、その免除について取決めがある場合を除くほか、外国から到着するすべての優先閉袋
- 及び航空閉袋につき、これらの閉袋に包有される郵便物が航空路によって継送されるか否かを問わず、 均
- とする。
- 6 るものである場合には、 もっとも、 名あて側の指定された事業体が徴収する到着料が特別に自己の費用又は内国料金を基礎とす 国内航空運送に係る追加の費用の償還は行われない。

7 名あて側の指定された事業体は、 加重平均距離を計算するに当たっては、 特別に自己の費用又は内国料

金を基礎として到着料が計算されるすべての閉袋の重量を考慮に入れない。

第三十三条 小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金

1 当たりの基本料金率及び閉袋の総重量一キログラムごとの基本料金率を適用して計算した到着の陸路 二の指定された事業体の間で交換される小包については、 小包郵便に関する施行規則に定める小包一個 割当

料金を課する。

1.1 指定された事業体は、 1に規定する基本料金率を考慮して、 小包郵便に関する施行規則に従い、 小包

個当たりの追加 の料金及び重量一キログラムごとの追加の料金を請求することができる。

1.2 1 及び1.1 に規定する陸路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を

除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

1.3 到 着 の陸路割当料金は、 各国の全領域について均一とする。

一国の二の郵便局

の間で他の指定された事業体の陸運業務によって交

2

二の指定された事業体の間又は同

換される小包については、 当該陸運業務に参加する指定された事業体のため、 小包郵便に関する施行規則

に定める距離段階に応じた継越しの陸路割当料金を課する。

2. 1 仲介する指定された事業体は、 開袋継越小包につき一個ごとに、小包郵便に関する施行規則に定める

単一の陸路割当料金を請求することができる。

継越しの陸路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、

差出国の指定された事業体が負担する。

2.2

3 小包の海路運送に参加する指定された事業体は、 海路割当料金を請求することができる。この海路割当

料金については、 小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、 差出国の指定された事

業体が負担する。

3. 1 海路割当料金は、 利用される各海運業務提供者につき、小包郵便に関する施行規則に距離段階に応じ

て定める。

3. 2 指定された事業体は、 3.1の規定に従って計算される海路割当料金をその五十パーセントを限度として

引き上げることができる。指定された事業体は、自己の裁量により、海路割当料金を引き下げることが

できる。

第三十四条 継越料、 航空運送料及び割当料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限

1 郵便業務理事会は、この条約の施行規則に定める条件に従い、 指定された事業体が支払う次の継越料

航空運送料及び割当料金を定める権限を有する。

1.1

一又は二以上の仲介国による通常郵便の閉袋の取扱い及び運送のための継越料

- 1.2 航空郵便物に適用する基本料金率及び航空運送料
- 1.3 到着 苏 包の取扱 1 0 ため の到 着 の陸路 割当料 金
- 1.4 仲介国による小包の取扱 い及び運送の ため 0 継越し の陸路割当料金
- 1.5 小包の海路運送のため の海路割当料金
- 2 改正は、 業務を実施する指定された事業体に公平な報酬を確保する方法により、 信頼し得るかつ代表的

な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、 郵便業務理事会が定める日に効力

を生ずる。

第四部 最終規定

第三十五条 この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件

- 1 は、 国であって出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。 この条約に関する議案であって大会議に提出されたものは、実施されるためには、投票権を有する加盟 大会議に代表を出している加盟国であって投票権を有するものの二分の一以上が出席していなければ 投票の際に
- 2 権 を有する郵便業務理事会の理事 通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に関する議案は、 国 [の過半数による議決で承認されなければならない。 実施されるためには、 投票

ならない。

3 施されるためには、 この条約及びその最終議定書に関する議案であって大会議から大会議までの間に提出されたものは、 次の数の賛成票を得なければならない。

実

- 3. 1 件として投票の三分の二以上 改正に関する議案については、 投票権を有する連合加盟国の二分の一以上が投票に参加することを条
- 3. 規定の解釈に関する議案については、投票の過半数
- 4 0 通報の日から起算して九十日以内に、 3.1の規定にかかわらず、 加盟国は、 自国の法令が提案された改正に適合していない場合には、 当該改正を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事 当該改正

務局長に行うことができる。

第三十六条 大会議の際の留保

- 1 連合の趣旨及び目的と両立しないすべての留保は、 認められない。
- 2 原則として、自国 の見解が他の加盟国によって受け入れられない加盟国は、 できる限り、 多数の意見に

従うよう努める。 留保については、 絶対に必要な場合にのみ付するものとし、 適切な方法により正当な理

由を提出する。

3 この条約に対する留保は、 大会議内部規則の関係規定に従い、 国際事務局の業務用言語のいずれか一の

言語による書面により議案として大会議に提出する。

4 大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、 当該留保が関係する規定の改正に必要な多数

により承認されなければならない。

5 留保は、 原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用す

る。

6 この条約に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの条約の最終議定書に規定する。

## 第三十七条 この条約の効力発生及び有効期間

1 この条約は、二千十年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、 国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便

二千八年八月十二日にジュネーブで作成した。

連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

#### 万国郵便条約の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで作成された万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条 郵便物の所属、取戻し及びあて名の変更又は訂正

1 条約第五条1及び2の規定は、 アンティグア・バーブーダ、バーレーン王国、 バルバドス、ベリーズ、

カナダ、香港、ドミニカ、エジプト、フィジー、ガンビア、ゲ

ボ

ツワナ、

ブルネイ・ダルサラーム国、

ートブリテン及び北アイルランド連合王国、 英国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、アイルランド、

ジャマイカ、ケニア、キリバス、クウェート、 レソト、マレーシア、マラウイ、モーリシャス、ナウル、

ナイジェリア、ニュージーランド、ウガンダ、パプアニューギニア、セントクリストファー・ネーヴィ ス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、 ソロモン諸島、 サモア、セーシェ

エラレオネ、シンガポール、スワジランド、タンザニア連合共和国、 トリニダード・トバゴ、ツバル、バ

ヌアツ及びザンビアについては、適用しない。

2 条約第五条1及び2の規定は、 受取人が自己あての郵便物の到着の通知を受けた後においては差出人の

六七

請求による通常郵便物の取戻し又はあて名変更を認めないことを法令に定めるオーストリア、デンマーク

及びイラン・イスラム共和国についても、適用しない。

3 条約第五条1の規定は、 オーストラリア、ガーナ及びジンバブエについては、 適用しない。

4 条約第五 条2の規定は、 差出人の請求による通常郵便物の取戻し又はあて名変更を認めないことを法令

に定めるバハマ、ベルギー、 イラク、ミャンマー及び朝鮮民主主義人民共和国については、 適用しない。

5 条約第五条2の規定は、 アメリカ合衆国については、 適用しない。

自国の法令に適合する場合に限り、

条約第五条2の規定を適用する。

6

オー

ストラリアは、

7 工 ルサルバドル、パナマ共和国、フィリピン、コンゴ民主共和国及びベネズエラは、 受取・ 人が通関を請

求した後に小包を返送することは自国の税関規則に抵触するため、 条約第五条2の規定にかかわらず、 そ

の返送をしないことができる。

#### 第二条 料金

1 自国の法令に適合する場合には、条約第六条の規定にかかわらず、これを徴収することができる。 オーストラリア、 カナダ及びニュージーランドは、この条約の施行規則に定める料金以外の郵便料金が

# 第三条 点字郵便物についての郵便料金の免除に対する例外

1 は び特別業務に関する料金を徴収することができる。ただし、 ついて郵便料金の免除を認めていないので、条約第七条の規定にかかわらず、 インドネシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島及びトルコは、 自国 の内国業務についてのこれらの料金の額を超えることができない。 当該普通料金及び特別業務に関する料金 内国業務につき点字郵便物に 同条に規定する普通 過料金及 の額

2 について適用している特別業務に関する料金を徴収することができる。 ンド連合王国、 F イツ、 アメリカ合衆国、 日本国及びスイスは、 オーストラリア、 条約第七条の規定にかかわらず、 オーストリア、 カナダ、 グレ 自国 ートブリテン及び北アイルラ の内国業務につき点字郵便物

#### 第四条 基礎業務

1 オーストラリアは、 条約第十二条の規定にかかわらず、 小包郵便業務を基礎業務に含めることを認めな

2 適用しない。グレートブリテンにおける健康及び安全に関する法令は、 条約第十二条2.4 の規定は、 自国の法令がより低い重量制限を課しているグレートブリテンについては、 郵袋の重量を二十キログラムに制

限している。

3 カザフスタン及びウズベキスタンは、条約第十二条2.の規定にかかわらず、 自国あての及び自国から発

送するM郵袋の重量制限を二十キログラムとすることができる。

第五条 受取通知

1 カナダは、その内国制度において小包に対する受取通知の業務を行っていないため、 条約第十三条4.3の

規定を小包について適用しないことができる。

第六条 国際郵便料金受取人払業務

1 ブルガリア共和国は、 条約第十三条4.の規定にかかわらず、 関係加盟国と交渉を行った後、 国際郵便料

金受取人払業務を確保する。

第七条 通常郵便に関する禁制

1 レバノン及び朝鮮民主主義人民共和国は、 例外的に、硬貨、 紙幣、 各種の持参人払有価証券、 旅行小切

手、 加工した又は加工していない白金、 金又は銀、 珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引

き受けない。また、これらの国は、ガラス製品又は壊れやすい物品を包有する書留郵便物及び通常郵便物

の盗取又は損傷の場合の責任に関しては、 通常郵便に関する施行規則を厳格に遵守する義務を負わない。

2 手、 タン、スーダン及びベトナムは、 サウジアラビア、ボリビア、中華人民共和国 加工した又は加工していない白金、 例外的に、 金又は銀、 硬貨、 (香港特別行政区を除く。)、イラク、ネパール、パキス 珠玉、 銀行券、 宝石その他の貴重品を包有する書留郵便 紙幣、 各種の持参人払有価 証 券、 旅行 (物を引 |小切

3 き受けな ミャンマー は、 自国  $\overline{\mathcal{O}}$ 国内法令に抵触するため、 条約第十五条6に規定する貴重品を包有する保険付通

常

郵便物を引き受けない権利を留保する。

き受けない。

4 ネパールは、 特別の取決めがない 、限り、 紙幣又は硬貨を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引

5 通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。 ウズベキスタンは、 硬貨、 銀行券、小切手、 郵便切手又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付

6 イラン・イスラム共和国は、イスラム教の原理に反する物品を包有する通常郵便物を引き受けな

7 フィリピンは、 硬貨、 紙幣、 各種の持参人払有価証券、 旅行小切手、加工した又は加工していない白

受けない権利を留保する。

8 オー ストラリアは、 地金又は紙幣を包有する通常郵便物を引き受けない。 また、 同国は、 宝石、 貴 金

袋継越 通常 郵便物を引き受けない。 同国は、 このような留保に反して差し出された郵便物について責任を

…証券のような貴重品を包有する自国あての書留郵便

物

又は

開

認めない。

属、

珠

玉

証書、

硬貨その他譲渡可能な有価

9 中 華人民共和国は、 香港特別行政区を除くほか、 自国 の国内法令に従い、 硬貨、 銀行券、 紙幣、 持参人

払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付通常郵便物を引き受けない。

10 ラトビア及びモンゴルは、 自国 の国内法令に抵触するため、 硬貨、 銀行券、 持参人払有価証券及び旅行

小切手を包有する普通通常郵便物、 書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

11 ブラジルは、 通用している硬貨及び銀行券並びに各種の持参人払有価証券を包有する普通通常郵便物

書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

12 ベ トナムは、 物品を包有する書状を引き受けない権利を留保する。

13 インドネシアは、 硬貨、 銀行券、

る自国あての書留 郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、 小切手、 郵便切手、 外国の貨幣又は各種の持参人払有価証券を包有す また、 このような郵便物の亡失又は損傷の

場合の責任を認めない。

14 キル ギス は、 硬貨、 紙幣、 各種の持参人払有価証券、 旅行小切手、 加工した又は加工してい ない 白金、

金 文は 銀、 珠玉、 宝石その 他の貴重品を包有する普通通常郵便物、 書留郵 便物、 保険付 通常 郵便 物 又は 小

形包装物を引き受けない 権利を留保 Ĺ また、 このような郵便物 又は包装物 の亡失又は損傷  $\mathcal{O}$ 湯合 0 う責任

を 認め な

15 カザ フスタンは、 硬貨、 銀行券、 紙幣、 各種の持参人払有価証券、 小切手、 加工した若しくは加 工して

1 ない 貴金属、 珠玉、 宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を

引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

16 モルドバ及びロシア連邦は、 通用している銀行券、 各種の持参人払有価証券 (小切手) 又は外国の貨幣

を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、 また、このような郵便物の亡失又は損傷の場

合の責任を認めな

### 第八条 小包郵便に関する禁制

- 1 ミャンマー及びザンビアは、 自己の規則に抵触するため、条約第十五条ほに規定する貴重品を包有する
- 保険付小包を引き受けないことができる。

は加工していない白金、

金又は銀、

2 レバノン及びスーダンは、 例外的に、 硬貨、 紙幣、 各種の持参人払有価証券、 旅行小切手、 加工した又

珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、

液化しやすい物、

ガ

- ラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けない。 これらの 国は、
- 小包郵便に関する施行規則の関連規定を遵守する義務を負わない。
- 3 けることが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。 ブラジルは、通用している硬貨及び紙幣並びに各種の持参人払有価証券を包有する保険付小包を引き受
- 4 ため、当該保険付小包を引き受けないことができる。 ガーナは、通用している硬貨及び紙幣を包有する保険付小包を引き受けることが自己の規則に抵触する
- 5 小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、 サウジアラビアは、条約第十五条に定める物品に加えて、 珠玉その他の貴重品を包有する小包を引き受けな 硬貨、 紙幣、 各種の持参人払有価証券、 旅行

\ \ \ また、 同国は、 権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品、 消火のための製

먑 液状の化学物質又はイスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けない。

6 オマーンは、 条約第十五条に定める物品に加えて、 次のものを包有する小包を引き受けない。

6. 2 6. 1 消火 権 限  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ため ある当局が発行する処方せんが添付されてい の製品及び液状の化学物質 ない 各種の薬品

6.3 イスラム教 O原 理に反する物

7 イラン・イスラム共和 国 は、 条約第十五条に定める物品に加えて、 イスラム教の原理に反する物品を包

有する小包を引き受けないことができる。

8 金、 フ 金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、 様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けないことができる。 イリピンは、 硬貨、 紙幣、 各種の持参人払有価証券、 旅行小切手、 液化しやすい物、 加工した又は加工していない白 ガラス製品及びこれら

9 オー ストラリアは、 地金又は紙幣を包有する郵便物を引き受けない。

と同

10 中華人民共和国は、 硬貨、 紙幣、 持参人払有価証券、 旅行小切手、 加工した又は加工していない白金、

くほ 金又は銀、 か、 硬貨、 珠玉その他の貴重品を包有する普通小包を引き受けない。また、 紙幣、 持参人払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付小包を引き受けない。 同国は、 香港特別行政区を除

11 モンゴル は、 自国の国内法令に従い、 硬貨、 銀行券、 持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する小包

を引き受けない権利を留保する。

12 ラトビアは、 硬貨、 銀行券、 各種 の持参人払有価証券 (小切手) 又は外国為替を包有する普通小包又は

保険 付小包を引き受けず、 また、 このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認め な

証券 干 ルドバ、ウズベキスタン、 (小切手) 又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、 口 シア連邦及びウクライナは、 通用してい る銀行券、 また、 各種 このような小包 の持参人払有価

13

の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

14 1 ない貴金属、 カザフスタンは、 珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受け 硬貨、 銀行券、 紙幣、 各種の持参人払有価証券、 小切手、 加工した若しくは加工して

ず、また、 このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

第九条 引き受けられる放射性物質及び伝染性物質

1 モンゴルは、条約第十六条の規定にかかわらず、 自国の国内法令に従い、 放射性物質又は伝染性物質を

包有する郵便物を引き受けない権利を留保する。

第十条 関税を課される物品

1 バングラデシュ及びエルサルバドルは、 条約第十五条の規定に関連して、 関税を課される物品を包有す

る保険付郵便物を引き受けない。

2 アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、 カンボジア、 チリ、 コロンビア、

丰 ユ ーバ、 エ ル サルバドル、 エストニア、イタリア、 カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ネパール、ウ

ズベキスタン、ペル 朝鮮民主主義人民共和国、 ロシア連邦、 サンマリノ、トルクメニスタン、ウクラ

イナ及びベネズエラは、 条約第十五条の規定に関連して、 関税を課される物品を包有する普通書状及び書

留書状を引き受けない。

3 ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール共和国、ジブチ、マリ及びモーリタニアは、条約第十五条

0 規定に関連して、 関税を課される物品を包有する普通書状を引き受けない。

4 1 から3までの規定にかかわらず、 血清、 ワクチン及び緊急の必要性があり、 かつ、入手が困難な医薬

品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差出しを認められる。

#### 第十一条 調査請求

- 1 シャ、イラン・イスラム共和国、 民主主義人民共和国、スーダン、シリア・アラブ共和国、チャド、トルクメニスタン、ウクライナ及びザ る権利を留保する。 ンビアは、 サウジアラビア、ブルガリア共和国、カーボヴェルデ、エジプト、ガボン、英国の海外領土、 条約第十七条3の規定にかかわらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収す キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、 フィリピン、 ギリ 朝鮮
- 2 に関する調査が完了した場合において、当該請求が正当とされないことが判明したときは、条約第十七条 3の規定にかかわらず、特別料金を徴収する権利を留保する。 アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、リトアニア、モルドバ及びスロバキアは、 調査請求
- 3 ボン、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、スーダン、スリナ ム、シリア・アラブ共和国、 アフガニスタン、サウジアラビア、ブルガリア共和国、カーボヴェルデ、コンゴ共和国、エジプト、ガ トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、小包について調査請求の料

金を利用者から徴収する権利を留保する。

4 規定に基づいて料金を徴収する国において差し出される通常郵便物及び小包郵便物のための調査請求の料 アメリカ合衆国、ブラジル及びパナマ共和国は、 条約第十七条3の規定にかかわらず、 1から3までの

第十二条 通関料 金を利用者から徴収する権利を留保する。

- 1 ガボンは、 通関料を利用者から徴収する権利を留保する。
- 2 コ ンゴ共和国及びザンビアは、 第十三条 小包について通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

外国における通常郵便物の差出し

- 1 リシャ及びニュージーランドは、自国から発送されなかった郵便物を条約第二十六条4の規定により自国 に返送する指定された事業体から、 アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ギ 関連する作業に係る費用に相当する金額を徴収する権利を留保する。
- 2 を回収することができる報酬を差出側の指定された事業体から徴収する権利を留保する。 カナダは、条約第二十六条4の規定にかかわらず、少なくとも関連する通常郵便物の取扱いに係る費用

七九

3

に ストラリア及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、 おいて多量に差し出される通常郵便物の配達について、 適切な報酬を請求する権利を認めている。 当該報酬の支払額を名あて国の同様の オー

郵便物に適用される適切な内国料金に制限する権利を留保する。

4 条約第二十六条4の規定は、 名あて側の指定された事業体が、 差出側の指定された事業体に対 外国

に おいて多量に差し出される通常郵便物の 配達について、 適切な報酬を請求する権利を認めている。

北アイルランド連合王国、 英国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、インド、マレーシア、ネパール、ニュー リカ合衆国、

バハマ、バ

ルバドス、ブルネイ・ダルサラーム国、

中華人民共和国、

グレ

ートブリテン及び

ジーランド、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ、セントルシア、セントビンセント及びグレ

ナディーン諸島、 シンガポール、スリランカ、スリナム及びタイは、当該報酬の支払額を通常郵便に関す

る施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

5 ルーン、キプロス、コートジボワール共和国、デンマーク、エジプト、フランス、ギリシャ、ギニア、イ ドイツ、 サウジアラビア、アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ブラジル、ブルキナファソ、カメ

かかわらず、 モナコ、ノルウェー、 スラエル、イタリア、 連合加盟国から受領する郵便物について、条約第二十六条の規定を完全に適用する権利を留 ポルトガル、セネガル、シリア・アラブ共和国及びトーゴは、4に規定する留保に 日本国、ヨルダン、レバノン、ルクセンブルク、マリ、モロッコ、モーリタニア、

6 る額 ドイツは、 の補償金を郵便物の差出国に請求する権利を留保する。 条約第二十六条4の規定の適用のため、 差出人の居住国から受領すべきであった額に相当す

保する。

7 ついての支払額を、 中華人民共和国は、 万国郵便条約及び通常郵便に関する施行規則により大量郵便物について認められる限 この条の留保にかかわらず、 外国において多量に差し出される通常郵便物 の配達に

第十四条 例外的な到着の陸路割当料金

度に制限する権利を留保する。

1 着の陸路割当料金を追加して徴収する権利を留保する。 アフガニスタンは、条約第三十三条の規定にかかわらず、小包一個ごとに七・五〇SDRの例外的な到

第十五条 特別料金率

1 アメリカ合衆国、ベルギー及びノルウェーは、航空小包に対し、平面路小包に対する陸路割当料金より

も高 い額の陸路割当料金を徴収することができる。

2 レバノンは、 重量一キログラムまでの小包に対し、重量一キログラムを超え三キログラムまでの小包に

適用する料金を徴収することができる。

口

3 グラムごとに○・二○SDRを徴収することができる。 パナマ共和国は、 航空路によって継越運送が行われる平面路小包 (SAL小包) に対しては、 重量一キ

有するものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。 以上の証拠として、下名の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を 万国郵便連合

二千八年八月十二日にジュネーブで作成した。

国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。